入　　札　　説　　明　　書

令和８年４月２０日千葉市公告第３３６号により公告した令和８年度機密文書一括再資源化処理業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　競争入札に付する事項

（１）件名

令和８年度機密文書一括再資源化処理業務委託

（２）契約内容の特質等

別添仕様書のとおり

（３）契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）履行場所

千葉市役所本庁舎ほか仕様書で示す場所

２　競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）　令和８・９年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

（３）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条に基づく許可を取得していること。ただし、以下に該当する場合は、この限りではない。

ア　専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを取り扱う者で、同法第７条若しくは第１４条に基づく許可を取得していない者。

イ　処分に係る協力会社を届け出する場合で、当該協力会社が機密文書を有償で買い取り再資源化するときは、その処理施設においてISO/IEC 27001認証を取得していること。

（４）令和３年度から令和７年度の間に、同種業務の履行実績を有する者であること。

３　入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）提出期間　公告の日の翌日から令和８年４月２８日（火）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分まで。ただし、郵送による場合は、令和８年４月２７日（月）の午後４時００分までに書留郵便にて必着とし、期限までに到達しなかった場合又は書留郵便以外の郵便の場合は、入札参加資格はないものとします。

（２）提出場所　後記１０の契約事務担当課

（３）提出方法　持参または郵送

（４）確認通知　令和８年５月７日（木）までに申請者に対して入札参加資格確認結果通知書を発送する。

４　入札説明会

入札説明会は実施しない。

５　入札に関する質問

（１）質問方法

令和８年５月１１日（月）までに、後記１０の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

（２）回答方法

令和８年５月１２日（火）までに、受付期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。なお、質問が無い場合は回答しない。

６　入札手続等

（１）入札・開札の日時及び場所

日　時　令和８年５月１５日（金）　午前１０時３０分

場　所　千葉市役所本庁舎高層棟５階 M会議室５０１

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

（２）入札方法

次の方法によらない入札は無効とします。

ア　入札者は、原則として前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

イ　郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記１０の契約事務担当課宛に、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後４時００分までに書留郵便にて必着のこと。

（３）入札書に記載する金額

入札金額に記載する金額は、機密文書１ｋｇ当たりの単価（税抜、小数点第２位まで）を記入すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）を提出すること。書類の提出がない場合又は内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

（５）入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第８条に該当する場合は、免除とする。

（６）落札者の決定方法

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（７）無効となる入札

千葉市契約規則第１６条の規定に該当する入札

7　開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

8　再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。

（２）再度入札の回数は、２回とする。

（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

9　契約の手続等

（１）契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。

（２）契約書作成の要否

要。

（３）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記１０の契約事務担当課で閲覧できる。

10　契約事務担当課

〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市総務局総務部総務課

電話　043-245-5026　ＦＡＸ　043-245-5555

電子メール　somu.GEG@city.chiba.lg.jp